

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	(有)クボタ建築設計事務所	石岡市石岡3055番地9	4-000300

2. 指名停止措置期間

令和6年9月25日 から 令和6年11月24日 2箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設コンサルタント業務等

4. 事実概要

有限会社クボタ建築設計事務所は、石岡市発注の「令和4年度 市民会館解体工事実施設計業務委託」において、成果品を引き渡したが、工事起工時の成果品の確認により複数の設計箇所欠陥があるという過失による粗雑工事等を発生させた。

また、工事施工業者実施の設計図書照査作業により、さらに複数の設計箇所欠陥が確認され、大幅な設計変更及び工事の変更を生じさせた。

5. 指名停止理由

過失による成果品の欠陥は、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第1 第2号(1)に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第1 (抜粋)

措置要件	期間
(過失による粗雑工事等) 2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) (1) 過失による粗雑工事等 (2) 略	<u>当該認定をした日から</u> <u>1月以上6月以内</u>